

地震保険 — Q & A

Q — 地震保険とは。

A 通常の火災保険では補償されない地震や津波の損害をカバーするため、火災保険とセットで加入する。契約金額は火災保険契約額の30〜50%で建物は五千万円、家財は一千万円が上限。国も支払いを引き受ける公的な保険制度で、保険料は居住する都道府県や建物の構造で決まる。東日本大震災での支払いは、一兆円近くに上るとみられる。

補償範囲は

Q — 保険金はどのように支払われるのか。

A 「全損」で契約金額の100%、「半損」で50%、「一部」

浸水、液状化も認定

損」で5%が支払われる。基礎や柱などの主要構造物の損害額が建物の時価の50%以上、焼失・流出した部分の床面積が延べ床面積の70%以上だと全損になる。

Q — 東日本大震災で被害が大きかった津波や液状化の補償は。

A いずれも補償される。津波による浸水は、淡水と違い塩分や

油などが交じり、修復が難しくなることから、日本損害保険協会は今回の震災を機に、津波による浸水損害の認定基準を明確化した。かまひや扉の上端までの床上浸水

は全損、地盤面より四十五センチを超える浸水は半損、基礎の高さ以上

の浸水は一部損になる。液状化による建物の傾斜や沈下も、基礎の傾斜度などで損害が認定される。

Q — 自動車の補償は？

A 地震保険で、自動車や一個三十万円を超える貴金属などは補償されない。自動車保険の車両保険も、台風や高潮など一定の自然災害は補償されるが、原則として地震や噴火、津波による被害はカバーされない。保険会社により、地震被害を補償する特約がある。

Q — 保険証券を失ったら。

A 本人確認ができれば証券がなくても支払いを受けられる。どの損保と契約したか不明の場合、

日本損害保険協会や損保各社に照会すると分かる。地震によって火災が発生した場合、地震保険に未加入でも契約金額の5%ほどの見舞金が支払われる火災保険や共済があり、契約内容を確認したい。

せめて福島県内に…

5月の大型連休明けから始まった原発事故避難住民の一時帰宅。その知らせに、生まれも育ちもずっと福島県だった光一さんは望郷の念をいっそう強めた。

だが、自宅が原発まで1*しかない埼玉さん一家に、一時帰宅の機会はやってこない。「それなら、せめて福島県内に住めない

か」。そんな思いが膨らんだ。

後押ししたのは、光一さんが勤めていた郵便局の上司の言葉だ。地域に溶け込み、職員の間も良かった職場。電話口で聞いた懐かしい声は「福島に戻ってこないか。おれも県内の別の局で働いてるぞ」と誘った。

家族はみな反対した。「ここにも温かい人はたくさんいるよ」。愛知県豊田市での生活も2カ月になり、生活支援やペットの世話を通じて、少しずつ知り合いもできた

原発1*からの避難
いつの日か

— 5 —

一家。沙也加さんも新しい中学校で友達も増え、大阪・神戸へ行く6月の修学旅行を心待ちにしていた。東京で大学生活を始めた梨奈さんも「放射能の影響が心配」と気遣った。何より、福島県内に戻ったところで、念願の自宅で暮らせるわけではない。「でも、最後は夫の意見を尊重しました」と幸さん。光一さんだけが福島に行けば、一家は豊田、東京との三重生活になる。家計が圧迫されるのに加え、「この震

災で、家族がばらばらになるのが一番つらい」。5月28日、一家は豊田の県営住宅の鍵を返し、福島県大熊町民が集団避難する同県会津若松市の旅館に移った。

埼玉（はなわ）さん一家 原発事故で福島県大熊町から避難。光一さん（43）と妻幸さん（43）、次女沙也加さん（15）は豊田で暮らした。長女梨奈さん（18）は東京で大学生活。